

○茅野市学校支援委員会及びいじめ問題調査委員会規則

令和5年3月29日
教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅野市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和5年茅野市条例第1号。以下「条例」という。）第22条の規定に基づき支援委員会及び調査委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公立学校の対応)

第3条 学校長は、公立学校が日常的に実施しているいじめの防止等の対策及びいじめの事案を認知した場合は、その内容を月ごとにまとめ、翌月10日までに教育委員会へ報告するものとする。

(報告)

第4条 教育委員会は、学校長から前条の報告を受けた場合には、内容の確認を行うとともに、速やかに、支援委員会の委員へ報告を行わなければならない。

2 教育委員会は、必要に応じ、支援委員会を開催することができるものとする。

(支援委員会の委員の責務)

第5条 支援委員会の委員は、前条の報告を受けた場合には、内容の確認を行うとともに、公立学校の対応について、指導及び助言を行う。

2 支援委員会の委員は、必要に応じ、学校長から直接状況を聴くことができる。

3 前項の規定にかかわらず、支援委員会は、前条の報告に係る当事者から話を聴くことができる。

4 支援委員会の委員は、前各項で対応した事項について、教育委員会に報告するものとする。

(支援委員会の委員長)

第6条 支援委員会に委員長を置き、委員相互の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(支援委員会の会議)

第7条 支援委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 支援委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 支援委員会は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、この限りでない。

(支援委員会の庶務)

第8条 支援委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(調査委員会の委員長)

第9条 調査委員会に委員長を置き、委員相互の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(調査委員会の会議)

第10条 調査委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 調査委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 調査委員会は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、この限りでない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査)

第11条 調査委員会は、条例第12条に規定する任務を遂行するため必要があると認めるときは、次に掲げる方法により調査を行うことができる。

(1) 教育委員会の委員、教育委員会及びいじめが行われた公立学校（以下「当該公立学校」という。）の職員（過去に教育委員会及び当該公立学校に勤務していた者を含む。）並びに当該公立学校の児童等（公立学校に在籍する児童又は生徒をいい、当該公立学校の児童又は生徒であった者を含む。）及びその保護者その他関係者（以下「調査対象者」という。）に事実関係、意見等に関する陳述及び説明を求めること。

(2) 調査対象者に対し、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、並びに当該学校その他の関係する現場において資料等の確認及び説明を求めること。

(3) 関係する機関等に照会し、必要な事項の報告及び協力を求めること。

2 調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年であるときは、当該調査対象者及びその保護者から同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。

(調査委員会の庶務)

第12条 調査委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、支援委員会及び調査委員会に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。